北名古屋市監査公表第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

平成３１年３月２７日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

財政援助団体等監査の結果について

１　監査の対象

北名古屋市鹿田児童館及び井瀬木児童館の指定管理者であるＮＰＯ法人ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり（以下「ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり」という。）における財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務で、主として平成２９年度執行の事務

２　監査の期間

平成３１年１月４日から平成３１年１月２８日まで

３　監査の概要

当該監査対象団体（ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり）を所管している福祉部児童課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

４　監査の結果等

監査を実施した範囲において、児童課及びゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわりの当該財政的援助（指定管理料）に係る出納その他の事務の執行処理状

況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり）の概要及び指定管理料並びに監査の結果については、次のとおりである。

⑴　監査団体の概要

【目的】

ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわりは、子どもたちの夢を育み、人をつくり未来につなげることを目標とし、子育てしやすい環境づくりや児童健全育成、事業や活動を通じて様々な経験や体験の場を提供することを目的として、平成２１年２月１０日に設立され、主に次の事業を行っている。

［特定非営利活動に係る事業］

ア　児童館等の次世代健全育成に係る施設の運営事業

イ　未就園の子育てに関する事業

ウ　ジュニアリーダーの育成事業

エ　ふれあい交流事業

オ　自然教育事業

カ　福祉交流事業

キ　青少年ボランティア育成事業

⑵　指定管理料の推移

（単位：円）

| 指定管理施設の名称 | 北名古屋市<br>鹿田児童館 | 北名古屋市<br>井瀬木児童館 |
|---|---|---|
| 平成２９年度 | １２，８３６，０００ | １３，０５６，０００ |
| 平成２８年度 | １２，３１１，０００ | １２，５２７，０００ |
| 平成２７年度 | １２，０６２，０００ | １２，０７８，０００ |
| 平成２６年度 | １１，４６０，０００ | １１，４６０，０００ |
| 平成２５年度 | １１，３３８，０００ | １１，３３８，０００ |

○　北名古屋市鹿田児童館

＊　平成２３年度に北名古屋市の指定により、平成２４年４月１日から平成２８年３月３１日まで管理

＊　平成２７年１２月２５日再指定により、平成２８年４月１日から平成３２年３月３１日まで管理

○　北名古屋市井瀬木児童館

＊　平成２０年度に北名古屋市の指定により、平成２１年４月１日から平成２５年３月３１日まで管理

＊　平成２４年１２月２８日再指定により、平成２５年４月１日から平成２９年３月３１日まで管理

＊　平成２９年１月６日再指定により、平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日まで管理

⑶　監査の結果

**＜ＮＰＯ法人ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり＞**

ア　備品管理について、備品台帳に品目が誤って記載されているものや備品ラベルが貼付されていないものがあったため、整備すること。

イ　職員に必要な資格の管理について、資格を証する書類を児童課へ提出しているが、指定管理者において保管されていないものがあった。

意　見

**＜所管課：児童課＞**

ア　備品の所有について、協定書の内容と実際の運用にそぐわない点が見受けられるので是正されたい。

イ　児童課として監督義務があるため、指定管理者が児童館を継続して運営できるよう、自主財源の確保について、相談、助言を行われたい。